公　　示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成４年法律第５１号）第１９条第１項の規定により、羽島市における特定計量器（ひょう量５ｔ未満の質量計）の定期検査を実施しますので、同法第２１条第２項の規定により、次のとおり公示します。

令和８年１０月２８日

岐阜県知事　　江崎　禎英

市　名	期　日	時　　間	場　　所	対象地域
羽島市	令和８年 １２月２日 （水）	午前１０時から 午後２時３０分まで	ＪＡぎふ　羽島東支店 （羽島市竹鼻町飯柄485-1）	福　寿 江吉良 舟　橋
	１２月３日 （木）	午前１０時から 正午まで	ＪＡぎふ　羽島東支店 （羽島市竹鼻町飯柄485-1）	上　中 下　中 桑　原
	１２月４日 （金）	午前１０時から 午後２時３０分まで	ＪＡぎふ　正木支店 （羽島市正木町大浦583）	羽島市 全　域
	１２月７日 （月）	午前１０時から 午後２時３０分まで	ＪＡぎふ　正木支店 （羽島市正木町大浦583）	羽島市 全　域